

○榊地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

榊地域

(集落) 14集落

機織、仁井田、田屋、塩干田、柏子所、大内田、坊ヶ崎、長崎、出戸、橋中、養蚕、中川原、相染森、淳城

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	1	経営体
個人	28	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	29	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 402ha

農地中間管理機構への集積面積 20.6ha（令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域内認定農業者29名(うち地域外認定農業者8名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・エリアに市街地を多く含む。
- ・集落ごとの農地区分が難しいため、中心経営体の現経営地周辺の農地集積を図る。